

農地転用（4条・5条）申請書

申請書	農地法4条・5条の申請書（かがみ）	県1部	農業委員会1部	どちらも原本
-----	-------------------	-----	---------	--------

添付書類・書面

提出書類等	書類の内容・添付等	部数		備考
		県（原本）	農業委員会（写）	
（法人の場合）	定款か寄付行為の写し （原本と相違ない旨を記し署名押印）	1	1	
（法人の場合）	法人登記簿の謄本	1	1	
全部事項証明 （登記簿謄本）	○必ず法務局公印のある原本のみ（ネットでの取得不可） ○現住所が登記簿と異なる場合、住民票を添付	1	1	直近のもの
右欄の場合、 同意書等を添付	※所有者の同意書（所有権以外の権原に基づいて申請する場合）			県 ・ ・一部 （原本） 農業委員会 ・ ・一部 （写し）
	※耕作者の同意書（賃借権、地上権を有するものがある場合）			
	※公有地（道路水路等）を取り込んでいる場合（利用可能の旨を証する写し）			
	※土地改良区内は土地改良区の意見書			
	※他法令の許認可届出を了している場合の写し			
水利権者同意書	申請地元の水利組合	1	1	同意が得られない場合、事由書添付
事業計画書	一般住宅は不要	1	1	
被害防除計画書	一般住宅は不要	1	1	
資金計画書	残高証明書・融資証明書・融資事前審査等を添付 （原本）（要：原本と相違ない旨の奥書証明+㊟）	1（原本）	1	直近のもの 要：奥書証明㊟
工事見積書	資金計画書に基づくこと。業者の朱印	1	1	
宅地建物取引業 免許書の写し	宅地分譲・建売分譲住宅の場合	1（写）	1（写）	要：奥書証明㊟
隣地承諾書	隣接が農地の場合	×	1	同意が得られない場合、経違書添付
単独申請	単独で申請をする旨を証する書面の写し	1	1	一体開発など
その他	※無断転用の場合、始末書の提出を求める場合がある。 ※官民・民民境界の協議書・確定書やそれを証する書類。※その他必要とするもの			

図面

位置図	1/10,000～1/50,000 市内のどこに位置するか特定できるもの
付近見取図	1/5,000程度で付近の状況がわかるもの
字図	境界を朱ラインで囲むこと。隣接の土地に所有者、地目、地籍を記入すること
現況平面図	境界を朱ラインで囲むこと
土地利用計画 平面図 （施設配置図）	境界を朱ラインで囲むこと。建物、施設等やそれらの利用に必要な道路・用排水施設・その他（周辺農地に対する被害防除施設等を含む）の位置を明らかにしたもの。 給水・排水・ガス・下水道等の配管線は、それぞれ色分けをすること。
縦横断図	（周辺農地に対する被害防除が必要な場合）
建物平面図 建物立面図	※カーポートは建築面積に含む

その他法令関係

他法令関係	開発行為、道路占用・形状変更届等・払下げ関係、県・国への届出等関係書類の写し
都市計画法関係	用途地域では、用途制限や建築できないもの等もありますので、必ず事前確認をしてください。

提出部数

申請書 2部（県1部・農業委員会1部）
添付書類 2部（県1部・農業委員会1部）

※この書類自体は提出の必要はありません。